

○島根県農林水産会議規程

昭和47年9月26日

島根県訓令第7号

改正 昭和49年4月1日訓令第3号

昭和52年4月1日訓令第10号

昭和59年4月1日訓令第5号

平成4年3月10日訓令第1号

平成6年4月1日訓令第14号

平成6年10月14日訓令第21号

平成10年4月3日訓令第14号

平成11年3月30日訓令第10号

平成12年3月31日訓令第15号

平成15年3月25日訓令第2号

平成17年3月29日訓令第8号

平成18年3月17日訓令第2号

平成30年3月30日訓令第5号

令和2年6月5日訓令第11号

地域振興部

農林水産部

中山間地域研究センター

農業技術センター

畜産技術センター

水産技術センター

島根県農林水産会議規程を次のように定める。

島根県農林水産会議規程

(設置)

第1条 農林水産行政の効率的な運営を図るため、農林水産会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称

設置場所

農林水産企画会議

農林水産部

農林水産技術会議

農林水産部

(昭52訓令10・平6訓令14・平12訓令15・一部改正)

(審議)

第2条 会議は、前条第1項の目的を達成するため、次の事項について調査審議する。

農林水産企画会議

- (1) 農林水産業に関する基本対策並びに重要施策の企画及び実施に伴う総合調整に関する事項
- (2) 島根県長期計画の推進に伴う調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

農林水産技術会議

- (1) 試験研究の基本的な計画の企画に関する事務
- (2) 試験研究機関等と関係課との相互連絡に関する事項
- (3) 試験研究機関等の研究管理及び総合調整に関する事項
- (4) その他必要な事項

(平6訓令21・平12訓令15・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者及び会長が特に必要と認め指定した者をもって構成する。

- (1) 農林水産企画会議

農林水産部長、農林水産部次長並びに農林水産部の課長及び室長

- (2) 農林水産技術会議

農林水産部長、農林水産部次長、中山間地域・離島振興課長、農林水産部の関係課長及び室長、中山間地域研究センター所長、農業技術センター所長、畜産技術センター所長、水産技術センター所長並びに農林水産部長が指定したもの

- 2 農林水産企画会議及び農林水産技術会議の会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 会議に部会を置くことができる。
- 4 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

(昭49訓令3・昭52訓令10・昭59訓令5・平4訓令1・平6訓令14・平6訓令21・平10訓令14・平11訓令10・平12訓令15・平15訓令2・平17訓令8・平18訓令2・平30訓令5・一部改正)

(運営)

第4条 会長は、会議を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を行う。

(平15訓令2・一部改正)

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和47年9月26日から施行する。

2 島根県農林会議規程（昭和38年島根県訓令第7号）は、廃止する。

附 則（昭和49年訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年訓令第10号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年訓令第5号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年訓令第1号）

この訓令は、平成4年3月10日から施行する。

附 則（平成6年訓令第14号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第21号）

この訓令は、平成6年10月15日から施行する。

附 則（平成10年訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年訓令第10号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令第15号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第11号）

この訓令は、令和2年6月5日から施行する。